

株 主 各 位

(証券コード 7851)
令和2年6月11日

大阪府中央区今橋二丁目4番10号
大広今橋ビル
カワセコンピュータフスライ株式会社
代表取締役社長 川 瀬 康 平

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、令和2年6月25日午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和2年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府中央区北浜2丁目1番17号 北浜ビジネス会館3階
3. 目 的 事 項
 - 【報告事項】 第65期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）事業報告、計算書類報告の件
 - 【決議事項】
 - 第1号議案 資本準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.kc-s.co.jp/>）において掲載させていただきます。

添付書類

## 事業報告

(自 平成31年 4月 1日)  
(至 令和 2年 3月31日)

### I. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調で推移しておりましたが、消費増税等の影響による景気減速感や、2月以降顕在化した新型コロナウイルスの感染拡大により実体経済は厳しい状況となっております。

ビジネスフォーム業界におきましては、企業業務における帳票類・販促物の電子化がさらに進み需要全体が減少しており、それに伴う価格競争の激化など厳しい市場環境が続いております。

このような情勢の中で、営業部門におきましては、新しく導入した高速フルカラーオンデマンドプリンターの早期フル稼働を目指し金融機関・通販業界などを主なターゲットに、人手不足によるアウトソーシングニーズの掘起しに注力いたしました。また、新機能QR・ARを付加し紙媒体と電子の複合提案に取り組みました。

生産部門におきましては、導入した高速フルカラーオンデマンドプリンターの早期戦力化、作業効率向上や仕損品の削減によるコスト削減、品質の維持向上などに取り組んでまいりました。

しかしながら、元号変更、新規ユーザー開拓などにより若干の売上押上げ要因はあったものの、官公庁における参加可能案件の更なる減少、通知・販促物のweb化・電子化への変更などによる競争激化が進行し、受注単価が下落する等の影響により売上は微減、損益は大幅な損失となりました。

また、当初の業績予想どおりとならなかったことにより、現在のままでは中長期計画を予定どおりに達成することが危ぶまれ、また、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、翌期以降の業績計画にも影響を及ぼすものと予想され、中長期計画を見直しする中で収益性の低下などによる将来の回収可能性を総合的に検討した結果「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、減損損失517百万円を特別損失計上することにいたしました。

以上により、売上高は2,763百万円（前期は2,799百万円）、経常損失は136百万円（前期は60百万円の経常損失）、当期純損失は662百万円（前期は81百万円の当期純損失）となりました。

(2) 対処すべき課題

今後のわが国の経済は、新型コロナウイルスの感染拡大が経済活動に与える影響は計り知れず、先行きは不透明であります。

ビジネスフォーム業界におきましては、web化、電子化による需要が低減している上に、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、定期的な受託案件の延期や中止、取引先の企業活動停滞による帳票類・販促品の需要減少などが考えられ、非常に厳しい経営環境が続くものと予想されます。

このような情勢の中、当社は昨年導入の高速フルカラーオンデマンドプリンターに加え、宛名印字プリンターの導入や加工機の改造などを行い内製化の促進や受注拡大を図ってまいります。また、テレワークを機にニーズが高まっている電子通知事業の拡大を目指しシステムの拡張や営業体制の強化を図ってまいります。その他、販売費及び一般管理費の見直しや、資材・運賃高騰分の販売価格への転嫁、環境配慮型素材をベースにした商品開発などにも積極的に取り組むことにより、売上、利益の早期回復に尽力してまいります。

また、定期的な研修の実施等により、社会的に関心の高まっている法令遵守や長時間労働の削減に努めてまいります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度におきましては増資、社債発行その他特筆すべき資金調達は行っておりません。

(4) 設備投資等の状況

当事業年度の設備投資は、総額で315百万円となりました。

なお、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

セグメント別の設備投資は次のとおりであります。

① ビジネスフォーム事業

ビジネスフォーム事業におきましては、現有設備維持並びに検査装置の導入など品質向上等に37百万円の投資を行いました。

② 情報処理事業

情報処理事業におきましては、新型プリンターの導入及びセキュリティ対策等に225百万円の投資を行いました。

③ その他

基幹システムの更新等に52百万円の投資を行いました。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況  
該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
該当事項はありません。

(9) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分 |   |                 | 第 62 期<br>(平成28年度) | 第 63 期<br>(平成29年度) | 第 64 期<br>(平成30年度) | 第65期 (当期)<br>(令和元年度) |
|-----|---|-----------------|--------------------|--------------------|--------------------|----------------------|
| 売   | 上 | 高 (百万円)         | 3,150              | 3,010              | 2,799              | 2,763                |
| 経   | 常 | 損 益 (百万円)       | 8                  | 22                 | △60                | △136                 |
| 当   | 期 | 純 損 益 (百万円)     | △6                 | 6                  | △81                | △662                 |
| 1   | 株 | 当 た り 当 期 純 損 益 | △1円34銭             | 1円41銭              | △17円29銭            | △140円06銭             |
| 総   | 資 | 産 (百万円)         | 4,205              | 4,221              | 4,022              | 3,405                |
| 純   | 資 | 産 (百万円)         | 3,353              | 3,311              | 3,168              | 2,446                |

- (注) 1. 記載金額は1株当たり当期純損益を除いて、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。  
2. 1株当たり当期純損益は期中平均発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。

(10) 主要な事業内容

- ① 印刷及び紙加工品製造販売
- ② 情報処理サービス業
- ③ 事務機器及び関連用品販売
- ④ 通信事業
- ⑤ 前各号に附帯または関連する事業

(11) 主要な営業所及び工場

本 社 大阪市中心区  
東 京 本 社 東京都中央区  
支 店 横浜・千葉・名古屋・京都・神戸  
情報処理センター 千葉

(12) 従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前 期 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-------------|---------|-------------|
| 105名    | 7名増         | 40.3歳   | 11.1年       |

(注) 従業員数には、嘱託、パートタイマー、派遣社員等は含んでおりません。

(13) 主要な借入先の状況

| 借 入 先                 | 借 入 金 残 高 |
|-----------------------|-----------|
| 株 式 会 社 京 都 銀 行       | 70百万円     |
| 株 式 会 社 京 葉 銀 行       | 70百万円     |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 50百万円     |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行     | 50百万円     |
| 株 式 会 社 南 都 銀 行       | 50百万円     |

## Ⅱ．会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 20,640,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,160,000株（自己株式429,111株を含む。）
- (3) 単元株式数 100株
- (4) 株主数 1,683名
- (5) 大株主の状況

| 株 主 名               | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|---------------------|----------|---------|
| 山 田 株 式 会 社         | 665,000株 | 14.05%  |
| 山 田 芳 弘             | 400,000株 | 8.45%   |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社 | 263,000株 | 5.55%   |
| 川 瀬 清               | 206,050株 | 4.35%   |
| 川 瀬 三 郎             | 181,650株 | 3.83%   |
| 星 光 ビ ル 管 理 株 式 会 社 | 164,000株 | 3.46%   |
| 大 星 ビ ル 管 理 株 式 会 社 | 164,000株 | 3.46%   |
| 山 田 眞 沙 子           | 160,000株 | 3.38%   |
| 山 田 幸 司             | 154,000株 | 3.25%   |
| 川 瀬 康 平             | 128,000株 | 2.70%   |

（注）当社は、自己株式を429,111株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

当会社の発行可能株式総数は20,640,000株

## Ⅲ．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

Ⅳ．会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

| 地 位              | 氏 名     | 担当または重要な兼職の状況        |
|------------------|---------|----------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長    | 川 瀬 康 平 |                      |
| 常 務 取 締 役        | 糸 川 克 秀 | 管理本部長兼人事部長           |
| 取 締 役            | 吉 村 泰 明 | 東日本特命営業本部長           |
| 取 締 役            | 小 山 昇 三 | 西日本営業本部長             |
| 取 締 役            | 川 瀬 啓 輔 | 営業統括本部長              |
| 取締役（常勤監査等委員）     | 日 置 和 夫 |                      |
| 取 締 役（監 査 等 委 員） | 村 野 讓 二 | 弁護士法人中央総合法律事務所 社員弁護士 |
| 取 締 役（監 査 等 委 員） | 平 岡 潤 六 |                      |

- (注) 1. 取締役（監査等委員）村野讓二及び平岡潤六の各氏は社外取締役であります。
2. 監査の実効性を高め、管理監督機能を強化するために日置和夫氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役（監査等委員）山田文隆氏は令和元年6月26日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役（監査等委員）を退任いたしました。
4. 取締役（監査等委員）平岡潤六氏は東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同証券取引所に届出しております。
5. 取締役（監査等委員）村野讓二氏の所属する弁護士法人中央総合法律事務所と当社との間に特別な利害関係はありません。

(2) 取締役の報酬等の総額

取締役（監査等委員を除く） 5名 58,975千円  
取締役（監査等委員） 4名 14,010千円（うち社外取締役 3名 5,430千円）

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額7,435千円（監査等委員を除く取締役6,655千円、監査等委員である取締役780千円）を含んでおります。
3. 上記報酬等の額には、令和元年6月26日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）1名を含めております。
4. 取締役の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第60回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）について、年額3億円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、監査等委員である取締役については年額5千万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項  
当事業年度における主な活動状況

| 区 分 及 び 氏 名         | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                                                                                                |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役（監査等委員）<br>村野 譲二 | 当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、弁護士として法律に関する専門的見地から発言を行いました。特に専門の労務問題については豊富な経験と専門的見地から助言・提言を行っております。当事業年度に開催された監査等委員会13回の全てに出席し監査プロセス、結果について専門的な立場から意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。                                |
| 取締役（監査等委員）<br>平岡 潤六 | 令和元年6月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、NHKでの経済記者の経験やNHK及び関連団体勤務の豊富な経験を生かし、メディア経験者としての独立した立場から助言・提言を行っております。令和元年6月26日就任以降当事業年度に開催された監査等委員会10回のうち9回に出席し監査プロセス、結果について専門的な立場から意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |

V. 会計監査人の状況

(1) 当社の会計監査人の名称  
仰星監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

- ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額16,000千円
- ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の額の合計額16,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は会計監査人の監査計画の内容、監査計画の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員である取締役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人との責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

Ⅵ. 会社の業務の適正を確保するための体制

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、役職員行動指針において、役職員の行動基本原則を設け遵守する。
- (2) コンプライアンス全体を統括する組織として「リスク・品質管理委員会」を設置する。各部門にリスク・品質管理委員を配置し、実効的な運営運用を図るために「リスク管理法務室」を置く。
- (3) リスク管理法務室は、内部監査室、品質管理室と連携を密にして役職員の法令並びに社内ルール遵守推進の啓蒙教育の任にあたる。
- (4) 相談、異常報告体制を設け、役職員が社内において違反行為が行われ、または行われようとしたことに気がついた時は、各部門配置のリスク・品質管理委員またはリスク管理法務室に社内通報書などにより異常報告するよう定める。  
報告内容は守秘するとともに報告者に対して不利益な扱いはしない。

2. 取締役の職務遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び社内規定（文書管理規程）に基づき文書等の保存保管を行う。また、情報に関する管理については、個人情報保護に関する基本方針・プライバシーマーク認証基準並びに個人情報保護ポリシー、さらには案件個々に締結する機密保持契約の定めに基づいて対応する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社はリスク管理全体を統括する組織として「リスク・品質管理委員会」並びに「リスク管理法務室」を設ける。さらに連携組織として品質管理室、内部監査室があり、各部門と連携して損失発生の未然防止及び最小化を図るとともに、再発防止に努める。

情報センターにおいては労働安全衛生に取り組むこととする。経理面においては各部門長による自主的管理を基本としつつ、内部監査室による定例監査を行う。経営全体の計数的な管理は収益管理部が行うこととする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。取締役会の機能強化を図り、経営効率を向上させるために全本部長を参画させ有機的な情報交流並びに意思疎通の場として執行の効率化を図る。さらに、別途取締役、監査等委員である取締役、拠点長等が出席する幹部会を必要に応じ開催し、業務執行に関する基本的な事項及び重要事項に関わる進捗確認並びに執行促進を図る。

5. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合、適切な補助者を配置する。配置にあたっては、監査等委員会の意見を聴取し決定する。6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

任命された監査等委員会補助者は、監査等委員会の指揮命令に服し、監査等委員会の指示に従い、監査等委員会の職務を補助するものとし、当該職務に必要な調査（モニタリングを含む）を行う権限を有するものとする。また、監査等委員会よりその職務に関して指示を受けた場合は、当該指示された業務を他の業務に優先して遂行するとともに、当該指示された業務に関して、監査等委員である取締役以外の取締役の指揮・命令を受けない。

7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

取締役及び使用人は、監査等委員会が業務執行状況の報告を求めた場合、迅速かつ的確に対応する。取締役は取締役会等の重要会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。監査等委員である取締役は、取締役会その他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、幹部会その他重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要文書を閲覧かつ必要に応じ取締役または使用人に説明を求める。

8. 監査等委員会に対して報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会に対して報告を行った当社の役員及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

9. 監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用また債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役が職務の執行について生ずる費用の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が監査等委員である取締役の職務の執行に必要でないと認められる場

合を除き、すみやかに処理をする。

10. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、内部監査室及び監査法人の三者による連絡会を定例的に開催し、会計監査や業務監査に関する報告及び情報を受け、内部統制システムの状況を監視し検証するものとする。

監査等委員会は、稟議書他業務執行に関する重要な書類の閲覧、重要な財産の取得、保有並びに管理状況の調査等の常時監査により、業務執行の状況を適時に把握する。

取締役及び使用人は、監査等委員会に対する認識を深め、監査を効率的に推進できるように努めるものとする。

Ⅶ. 会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記の業務の適正を確保するための体制に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当該体制の各事項に関する当期における運用状況の概要は次のとおりです。

1. 主な会議の開催状況として、取締役会は17回開催され経営の基本方針のほか、経営及びコンプライアンスに関する重要事項につき審議・決定したほか、主要部門を担当する取締役等から業務執行につき報告を受けました。幹部会は12回開催され重要課題の審議と情報の共有化を図りました。監査等委員会は13回開催され、取締役の業務執行について審議をいたしました。
2. 監査等委員である取締役は、1の重要な会議へ出席し、意見を述べております。そのほか内部監査室、会計監査人と定期あるいは随時に会合を行うとともに、代表取締役との定期会合、取締役等との面談・情報交換会にも適宜出席しております。
3. 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行監査、内部統制監査を行い、監査結果を取締役会に報告のうえ、必要に応じて改善提言を行っております。
4. 平成27年に発覚いたしました不明瞭な営業取引を踏まえ、公表した再発防止のための取り組みの遵守、営業の評価基準変更の取り組み、全従業員に対して年2回のコンプライアンス研修を実施いたしました。

Ⅷ. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、株式会社の支配に関する基本方針については、特に定めておりません。

~~~~~  
本事業報告中の記載の金額については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,155,340	流動負債	643,181
現金及び預金	1,647,407	買掛金	147,341
受取手形	18,332	短期借入金	320,000
売掛金	364,206	未払金	53,011
商品及び製品	43,716	リース債務	41,205
仕掛品	10,030	未払費用	30,973
原材料及び貯蔵品	30,865	未払法人税等	18,520
前払費用	20,546	預り金	3,897
その他の金	20,273	賞与引当金	26,653
貸倒引当金	△40	その他	1,576
固定資産	1,250,341	固定負債	315,575
有形固定資産	664,226	リース債務	182,907
建築物	233,546	退職給付引当金	50,322
構築物	1,000	役員退職慰労引当金	78,323
機械及び装置	724	繰延税金負債	2,072
車両運搬具	0	その他	1,949
工具、器具及び備品	7,900	負債合計	958,757
土地	421,055	純資産の部	
リース資産	0	株主資本	2,442,370
無形固定資産	19,374	資本金	1,226,650
ソフトウェア	7,375	資本剰余金	1,172,655
リース資産	5,722	資本準備金	1,171,200
その他	6,275	その他資本剰余金	1,455
投資その他の資産	566,740	利益剰余金	148,403
投資有価証券	190,622	利益準備金	196,000
出資金	135	他利益剰余金	△47,596
破産更生債権等	1,840	その別途積立金	502,778
長期前払費用	352	繰越利益剰余金	△550,374
保険積立金	324,627	自己株式	△105,338
その他	60,974	評価・換算差額等	4,554
貸倒引当金	△11,812	その他有価証券評価差額金	4,554
資産合計	3,405,681	純資産合計	2,446,924
		負債・純資産合計	3,405,681

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 平成31年 4 月 1 日)
(至 令和 2 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科	目	金	額
売上高	2,763,752		
売上原価	2,088,741		
売上総利益	675,011		
販売費及び一般管理費	816,911		
営業損失	141,899		
営業外収益			
受取利息	1,492		
受取配当金	4,993		
保険差益	1,931		
作業くず売却益	4,684		
その他	3,013		16,115
営業外費用			
支払利息	8,314		
その他	2,857		11,171
経常損失			136,955
特別利益			
投資有価証券売却益	5,868		5,868
特別損失			
固定資産除却損	380		
投資有価証券評価損	4,728		
減損損失	517,766		522,874
税引前当期純損失			653,962
法人税、住民税及び事業税	8,647		
法人税等調整額	－		8,647
当期純損失			662,610

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成31年4月1日
至 令和2年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成31年4月1日残高	1,226,650	1,171,200	1,455	1,172,655
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
別途積立金の取崩				
当期純損失(△)				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－
令和2年3月31日残高	1,226,650	1,171,200	1,455	1,172,655

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金		
		そ の 他 利 益 剰 余 金		利益剰余金合計
		別 途 積 立 金	繰越利益剰余金	
平成31年4月1日残高	196,000	652,778	9,545	858,323
事業年度中の変動額				
剰余金の配当			△47,308	△47,308
別途積立金の取崩		△150,000	150,000	－
当期純損失(△)			△662,610	△662,610
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	－	△150,000	△559,919	△709,919
令和2年3月31日残高	196,000	502,778	△550,374	148,403

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
平成31年4月1日残高	△105,338	3,152,289	15,725	3,168,014
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当		△47,308		△47,308
別 途 積 立 金 の 取 崩		－		－
当 期 純 損 失 (△)		△662,610		△662,610
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△11,171	△11,171
事業年度中の変動額合計	－	△709,919	△11,171	△721,090
令和2年3月31日残高	△105,338	2,442,370	4,554	2,446,924

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

原材料

主に総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～47年

機械及び装置 10年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末における支給見込額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

- ① 担保に供している資産
投資有価証券 14,795千円
- ② 担保に係る債務
—

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,283,614千円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3. 損益計算書に関する注記

減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

事業所名 (所在地)	設備の内容	種類	金 額 (千円)
本社 (大阪府大阪市)	管理・販売設備	ソフトウェア	35,337
情報センター (千葉県佐倉市)	生産設備	建物	5,932
		機械及び装置	146,236
		工具、器具及び備品	23,261
		土地	97,630
		リース資産	197,252
		ソフトウェア	12,115
		合計	517,766

当社は、減損会計の適用に当たって、報告セグメント（ビジネスフォーム事業、情報処理事業）に基づきグルーピングしております。

ビジネスフォーム事業及び情報処理事業において、事業環境の悪化により収益性が著しく低下したことから、情報センターの生産設備及び本社ソフトウェアについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額の算定方法については正味売却価額によっております。正味売却価額は、不動産については直近の不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算出し、その他については備忘価額にて評価しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式5,160,000株
- (2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式429,111株
- (3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株 当 たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
令和元年6月26日 定 時 株 主 総 会	普通株式	47,308	10	平成31年3月31日	令和元年6月27日

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。
- (4) 当事業年度末における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	3,019千円
貸倒引当金	3,624千円
賞与引当金	8,150千円
退職給付引当金	15,388千円
役員退職慰労引当金	23,951千円
投資有価証券評価損	26,449千円
ゴルフ会員権評価損	11,119千円
減損損失	159,412千円
棚卸資産評価損	2,554千円
税務上の繰越欠損金	41,248千円
その他	13,797千円
繰延税金資産小計	308,716千円
評価性引当額	△308,716千円
繰延税金資産合計	－千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	2,072千円
繰延税金負債小計	2,072千円
繰延税金負債合計	2,072千円

6. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業遂行に必要な運転資金及び設備投資計画に必要な資金の調達については、原則として内部留保による自己資金を充当することとし、極力銀行等の借入には依存しないことを基本方針としております。余資運用については余資運用規程を遵守しております。余資運用以外の定期預金や、借入金等の金融機関との取引については、原則として営業協力目的に限定するものとし、当社の売上拡大が見込まれると営業本部長が認め、かつ取締役会にて承認された場合に限り、取引するものとしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務提携に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。借入金は主に営業協力を、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に手元流動性の確保を、それぞれ目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社は、与信管理規程及びリスク管理規程の定めに従い、営業債権について、営業本部及び管理本部が月毎に得意先別の与信額との比較を行うとともに、個々の営業債権について期日及び残高を管理し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、余資運用規程の定めに従い、関係者は適宜適切にそのリスクを管理しております。

当期の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、余資運用規程の定めに従い、関係者は適宜適切にそのリスクを管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、余資運用等を行うに際しては、取引実行時の借入金残高及び当面の必要資金を十分に上回る手元流動性を確保するようにしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の決算日現在における営業債権のうち10.0%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注2）を参照ください。）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,647,407	1,647,407	－
(2) 受取手形	18,332	18,322	－
(3) 売掛金	364,206	364,206	－
(4) 投資有価証券 その他有価証券	182,549	182,549	－
資産計	2,212,496	2,212,496	－
(1) 買掛金	147,341	147,341	－
(2) 短期借入金	320,000	320,000	－
(3) 未払金	53,011	53,011	－
(4) リース債務（1年以内を含む）	224,113	219,266	△4,846
負債計	744,467	739,620	△4,846

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) リース債務（１年以内を含む）

リース債務（１年以内を含む）については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注２) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	貸 借 対 照 表 計 上 額
非上場株式等	8,073

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産(4) 投資有価証券その他有価証券」には含めておりません。

7. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	517円22銭
(2) １株当たり当期純損失（△）	△140円06銭

会計監査人の監査報告書 謄本

<u>独立監査人の監査報告書</u>		令和2年5月22日	
カワセコンピュータサプライ株式会社 取締役会 御中		仰星監査法人 大阪事務所	
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	新 田 泰 生 ㊞	
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	許 仁 九 ㊞	
監査意見			
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、カワセコンピュータサプライ株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という）について監査を行った。			
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。			
監査意見の根拠			
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。			
計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任			
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。			
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。			
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。			
計算書類等の監査における監査人の責任			
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。			

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。 ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。 ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。 ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。 ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。 ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。 利害関係 会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書	
当監査等委員会は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。	
その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。	
1. 監査の方法およびその内容	
監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。	
監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携のうえ、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。	
さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。	
以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。	
2. 監査の結果	
(1) 事業報告等の監査結果	
一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。	
二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。	
三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。	
(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果	
会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。	
令和2年5月25日	
カワセコンピュータサプライ株式会社 監査等委員会	
常勤監査等委員 日置和夫 ㊞	
監査等委員 村野譲二 ㊞	
監査等委員 平岡潤六 ㊞	
(注) 監査等委員村野譲二及び平岡潤六は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。	

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の件

1. 資本準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の目的

繰越利益剰余金の欠損填補により、財務体質の健全化を図るとともに、将来の剰余金の配当や自社株取得等の株主還元策の実施に備えるため、会社法第448条第1項に規定に基づき資本準備金の額を減少させその他資本剰余金に振替えた後、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振替えるものであります。

なお、発行済株式総数を変更することなく、資本準備金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。また、資本準備金の額の減少は、貸借対照表上の純資産の部における勘定科目の振替処理であり、当社の純資産額に変更はございませんので、1株当たり純資産額に変更を生じるものではありません。

2. 資本準備金の額の減少の内訳に関する事項

(1) 資本準備金の額（令和2年3月31日現在）

資本準備金	1,171,200,000円
-------	----------------

(2) 減少する資本準備金の額

資本準備金	550,374,175円
-------	--------------

(3) 増加する剰余金の項目及び額

その他資本剰余金	550,374,175円
----------	--------------

(4) 減少後の資本準備金の額

資本準備金	620,825,825円
-------	--------------

3. 剰余金の処分にに関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及び額

その他資本剰余金	550,374,175円
----------	--------------

(2) 増加する剰余金の項目及び額

繰越利益剰余金	550,374,175円
---------	--------------

(3) 増減後の剰余金の残高

その他資本剰余金	1,455,368円
----------	------------

繰越利益剰余金	0円
---------	----

4. 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の日程

- ① 取締役会決議日 令和2年5月28日
- ② 株主総会決議日 令和2年6月26日（予定）
- ③ 効力発生日 令和2年6月27日（予定）

5. 今後の見通し

上記内容の効力発生につきましては、本総会において本議案が承認可決されることを条件としております。

本件は「純資産の部」の勘定の振替処理であり、当社の損益及び純資産の額の変動はなく、当社の業績に与える影響はありません。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	かわせこうへい 川瀬康平 (昭和48年1月14日生)	平成7年4月 三菱製紙販売株式会社入社 平成11年5月 当社入社 平成13年4月 大阪営業第一部長 平成16年4月 収益管理部長 平成17年6月 取締役 営業副本部長 平成19年4月 取締役 名古屋支店長 平成20年2月 取締役 情報センター長 平成20年7月 取締役 生産本部長兼情報センター長 平成21年6月 取締役 生産本部長兼情報センター長兼最高財務責任者 平成22年5月 常務取締役 生産本部長兼情報センター長兼最高財務責任者 平成22年7月 常務取締役 営業本部長兼最高財務責任者 平成24年6月 代表取締役社長（現任）	128千株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
2	いと かわ かつ ひで 糸 川 克 秀 (昭和34年8月27日生)	昭和57年 4 月 日本生命保険相互会社入社 平成20年 3 月 同社営業教育部部長 平成22年 3 月 同社千葉支社支社長 平成24年 4 月 当社出向 顧問 平成24年 6 月 取締役 営業本部長 平成24年 7 月 取締役 営業開発部長兼最高財務責任者 平成25年 4 月 常務取締役 東日本営業本部長 平成28年 2 月 常務取締役 管理本部長兼人事部長 (現任)	5千株
3	よし むら ひろ あき 吉 村 泰 明 (昭和39年8月23日生)	昭和62年 3 月 当社入社 平成10年10月 新宿支店長 平成16年10月 営業副本部長兼東京営業部長 平成19年 4 月 執行役員 東京営業部長 平成21年 6 月 取締役 営業本部長兼東京営業部長 平成22年 7 月 取締役 営業部長 平成24年 7 月 取締役 営業本部長 平成25年 4 月 取締役 生産担当管掌 平成25年 7 月 取締役 東日本営業副本部長 平成28年 2 月 取締役 東日本営業本部長 平成30年12月 取締役 東日本特命営業本部長 (現任)	11千株
4	かわ せ けい すけ 川 瀬 啓 輔 (昭和52年6月10日生)	平成12年 4 月 日本製紙株式会社入社 平成28年 4 月 当社入社 平成28年 4 月 執行役員 東日本営業副本部長 平成29年 6 月 取締役 東日本営業副本部長 平成30年12月 取締役 営業統括本部長 (現任)	31千株

(注) 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役日置和夫氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠として選任する監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
くぼ つ 津 かおる 薫 (昭和30年7月5日生)	昭和54年3月 当社入社 平成2年4月 大阪本社営業部 課長 平成3年7月 大阪本社営業部 部次長 平成6年7月 東京本社営業部 部次長 平成6年9月 大阪工場 生産部部次長 平成7年8月 大阪本社営業部 部次長 平成7年11月 大阪工場 次長 平成8年3月 大阪工場 工場長兼生産副本部長 平成8年10月 品川支店 支店長 平成11年4月 大阪本社営業第2部 次長 平成13年4月 名古屋支店 支店長 平成27年6月 営業推進本部 本部長 平成27年12月 業務管理部 部長（現任）	一千株

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により退任されます取締役小山昇三氏及び辞任により退任されます監査等委員である取締役日置和夫氏に対し、それぞれの在任中の功績に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

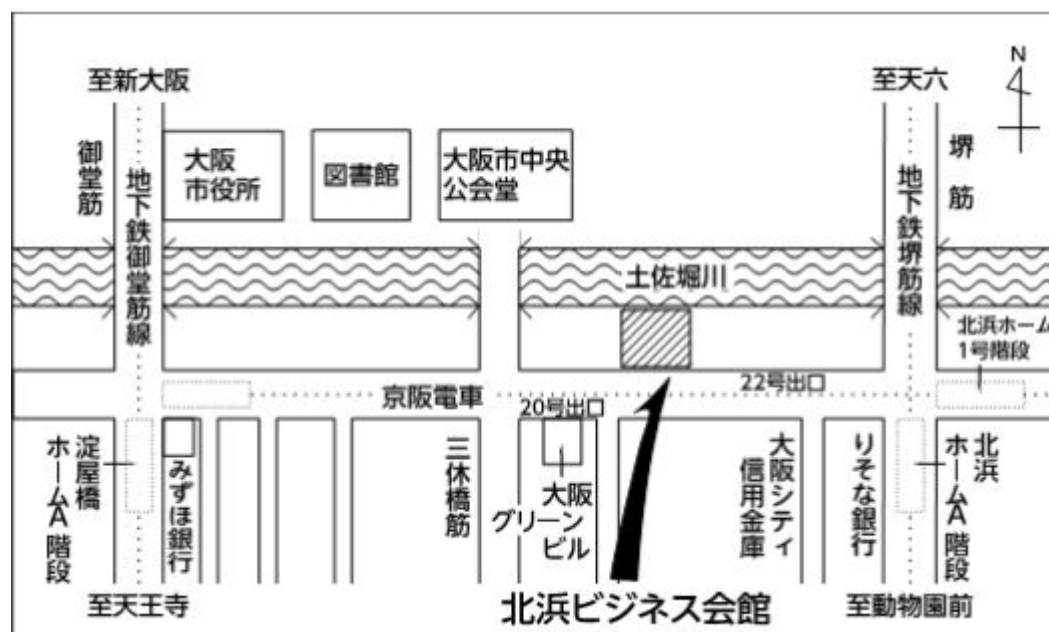
なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査等委員である取締役については監査等委員である取締役会の協議によることにご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査等委員である取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
小山 昇三	平成25年6月 当社取締役（現任）
日置 和夫	平成27年6月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）

以上

株主総会会場ご案内略図



会場：大阪市中央区北浜2丁目1番17号
北浜ビジネス会館3階
電話06(6201)3191(代)



環境に配慮し、植物油インキを使用しております。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。